



健移発 0421 第 2 号  
令和 2 年 4 月 21 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局難病対策課  
移植医療対策推進室長  
(公 印 省 略)

### 臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、「臓器移植及び造血幹細胞移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和 2 年 3 月 5 日厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室長通知)において、臓器提供候補者が新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる要件に該当するかどうかについて情報収集を強化し、該当すると判断された場合には当該候補者の臓器等を移植に用いないこととすること等について、お示ししたところです。

その後、国内における感染の発生状況の変化等を総合的に勘案し、臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応については、当面の間、下記のとおりといたしますので、貴管内の医療機関等にも周知の上、適切に御対応されるようお願いいたします。

また、下記の取扱いは、今後の WHO による公表内容や国内における対応等の状況の変化を踏まえ、適宜改めていく予定であることを申し添えます。

なお、同趣旨の通知を文部科学省高等教育局医学教育課長、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長、各眼球あっせん機関の長、一般社団法人日本移植学会理事長、一般社団法人日本脳神経外科学会理事長、一般社団法人日本救急医学会理事長、一般社団法人日本集中治療医学会理事長、公益社団法人日本医師会会長、日本角膜移植学会理事長及び日本角膜学会理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。



## 記

1. 臓器提供候補者に対するPCR検査の要否を検討する際は、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について」(令和2年2月27日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知(別添))において、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者等だけでなく、「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者」についてもPCR検査の対象となっていることを踏まえ、臓器移植による新型コロナウイルスの感染の可能性が明らかになっていないことに十分留意しつつ適切に対応すること。なお、医師がPCR検査を実施する必要があると判断した場合において、検査に関連する制度・基準等に不明な点がある等により厚生労働省との相談を希望するときは、厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室(代表:03-5253-1111(内線2268、担当 吉屋、小川))が窓口となること。
2. 臓器の提供候補者について、PCR検査を行い、その結果が陽性だった場合、臓器あっせん機関は当該候補者の臓器あっせんを行わないこと。
3. PCR検査を行い、結果が陰性だった場合においても、新型コロナウイルス感染症については未だ不明な点が多いことから、当該候補者の臓器を移植に用いるかどうかについては、移植施設において慎重に判断すること。

なお、摘出に関わる医療関係者を通じた感染拡大や移植に係る移動に伴う感染拡大の危険性を低減する観点から、臓器の摘出・搬送に当たり、臓器の保護等のほか、医療関係者の移動距離の短縮や移動を要する医療関係者の人数の絞り込み等についても考慮されることが望ましい。